

元朝治下の蒙古的官職をめぐる蒙漢關係

——科擧復興の意義の再檢討——

宮 崎 市 定

一 蒙古的官職

過去の中國においては、官員たる地位は名譽とともに實益を兼ねたものであり、萬人の羨望するところであつた。

従つて官員の地位をめぐる争奪が烈しく、絶えず行われた黨争の如きも、政見の相異に基づく政治行動というより、むしろ官位獲得の手段としての黨派的行動にすぎぬ場合が多かつた。

清朝時代にはこの黨争の弊害を民族的軋轢にまで發展せしめざるよう、征服者たる滿洲人と被征服者たる漢人との間の調節を計り、滿漢一家のスローガンの下に、中央政府の官職、及び特殊なる地方の特殊な官職には、それぞれ滿洲人の就くべき地位と漢人の就くべき地位を指定し、これ

を滿洲缺・漢缺と稱したのは周知の事柄である。

滿洲人の中國征服よりも先立つこと約四百年の前に、蒙古族から興つて中國を統一した元王朝の時代にも、これと相似た政策は既に採用されていた。併しまだ缺という語が、清代におけるような意味を以て用いられたことはなかつた。従つて蒙古人を任用すべき特殊な官職を指定して、蒙古缺と名付るような事實もまだ現われていなかった。併し大體において蒙古人を任用するのを原則とする官職は實際に存在したのであり、それ等の地位は多く漢名に譯さないで、蒙古名のままと呼んでいた。いま元史百官志を繙いて、その中に頻繁に現われる蒙古名官職を検出すると、次のようなものがある。

達魯花赤 Darughachi 長官、掌印官

札魯忽赤 Jarliqchi 斷事官

必闐赤 Bichikchi 令史

怯里馬赤 Kelemechi 通事

以上のうち、札魯忽赤は多くの場合、反つて漢譯名の斷事官の名が用いられるを除き、他の官職は凡て蒙古名のままに使用されているのは、單にそれが甚だ蒙古的な性質を帯びているばかりでなく、同時にそこには原來蒙古人を任用するのが原則であつた爲であらう。

然るに中國人の政府官職に對する憧憬は甚だ熾烈である。彼等は既に慣例として成立した不文法を破つて、自ら此等の蒙古的官職に就任する運動を行う外、朝廷が從來の不文法を改めて成文法として中國人の就任を禁止したあとでも、姓名を詐つて蒙古人になりすまし、此等の蒙古的官職に任せられようと奔競するのである。

これに對しては當然のこととして、蒙古人官僚からの反撃が豫想される。かかる反撃は既に世祖の時代から開始されているが、次の成宗以後、武宗・仁宗の世にかけて繼續して行われてきた。しかも中國人の粘りづよい官職欲求の前に、文事に疎い蒙古陣營は常に防衛的立場に立たさ

れ、その既得權は次第に中國人に蠶食されていく傾向を如何ともし難かつた。

このように蒙古人と中國人との、官職をめぐる角逐が激化した際、仁宗の延祐二年（二二一五年）という年に、多年の懸案であつた科擧が再開されたのである。これまで我々は元代の科擧を以て、その明朗なる一面、即ち元朝廷が次第に漢化した結果、中國人の強烈なる欲求を承認せざるを得なくなり、妥協共存の目的をもつて科擧再開に踏みきつたものと評價してきた。ところがこの時の科擧制度の内容を検討すると、これは必ずしも中國人の利益を計つたものとは受取り難いふしがある。いま前述のような蒙古人と中國人との對立という立場からこの問題を考察すると、元朝廷はむしろ中國人の要求を利用して、名を與えて實を取つたのではないかの疑問が起る。少くも中國の讀書人を歡喜せしめた裏面に、拔目なく蒙古人の利益を擁護しようという打算が匿されていた事實を認めざるを得なくなる。この様な觀點から、私は諸種の蒙古的官職のうち、特に達魯花赤と必闐赤の二職を取り上げ、これを巡る蒙古人と中國人との葛藤を述べてみようと思う。

二 達魯花赤

元代の達魯花赤なる官職については、早く箭内互博士の名著「蒙古史研究」の中に、「元代社會の三階級」なる論文を収め、その三の(一)の達魯花赤の條において詳説されており、ついで青山公亮氏に「元朝の地方行政機構に關する一考察、特に路・府・州・縣の達魯花赤に就いて」(臺北帝國大學文政學部史學科研究年報第六輯、昭和十五年)なる論文がある。なお中國人の手になる研究も發表されているので、ここに重複して縷説する必要もないように考えられるが、但しそれを蒙・漢角逐の場として考察しようとする私の立場とは異なる點もあるので、煩を厭わずに一應の敘述を試みたい。

達魯花赤は掌印官とも譯せられ、各衙門の最高責任者たる長官であり、これを輔佐して責任を分擔する、いわゆる判署の正官と區別されるが、その設置の當初から、蒙古人を以て任ぜられたらしく見え、甚だ蒙古的な官職であった。即ち元史本紀における中國地域の達魯花赤の名の初見は太宗八年(一二三六年)であるが、これは諸王の分地に

諸王が自ら任命する達魯花赤であり、別に朝廷から任命する官吏があつて其地の租税を収めて諸王に供給するとあるが、後者は恐らく漢人を任用したものであろう。果して然らば、後世管民長官なる名目のみを有する達魯花赤と、實際に民政を掌る漢人正官との併置の制度は、既にこの時に成立したと見るべきである。

各路の管民長官たる達魯花赤に蒙古人を用うべしという天子の命令は、世祖の至元二年(一二六五年)に發せられている。元史本紀卷六、至元二年二月甲子の條に、蒙古人を以て各路の達魯花赤に充て、漢人を總管に充て、回回人を同知に充つ。永く定制と爲す。

とあつて、路の首腦部の民族的分擔が定められた。併しこれは原則として定めたままであつて、特例を否定するものではなかつたらしい。そこで漢人にして達魯花赤に任ぜられる者がなお多く残っていたらしく、至元五年(一二六八年)に至つて、漢人の達魯花赤を一掃すべき命令が發せられた。元史卷六、至元五年三月丁丑の條に、

諸路の女直・契丹・漢人にして達魯花赤と爲る者を罷む。回回・畏兀・乃蠻・唐兀人は舊に依る。

とあり、この時に一掃されたのは漢人等東方系の異民族出身者であり、西域の回回、新疆のウイグル人、遊牧トルコ人、チベット系の西夏人などはそのまま存続を許されたのである。併しながら、東洋においては君主の命令は法制を超越することがあるので、其後も漢人にして殊勳によつて路の達魯花赤に任ぜられた者、史弼以下十數人を數えることができる。思うに君主の立場からすれば、拔群の功を立てた者にはそれに相應する恩賞がなければならず、さてこそ一旦自ら立てた法制をも、自ら無視する結果にならざるを得なかつたのであらう。

然るに蒙古官僚の立場からすれば、達魯花赤のような蒙古的官職に、漢人が侵入してくるのは、如何にも心外の至りである。至元十六年（二七九年）、恰も南宋敗殘軍が匡山の戦いに敗れて完全に潰滅した直後、新たな蒙古側の攻勢が再開される。元史卷十、至元十六年九月戊午の條に、

議して漢人の達魯花赤たる者を罷む。

とあり、明らかにこれは南宋の領土平定に伴い、戦功のあった漢人の中から達魯花赤に任ぜられようとする者を排除

する意圖を含んでいる。恐らく當時は未だ南宋領内の中國人を、華北の漢人と區別して特に南人と稱する命名は確立しなかつたに相異なく、従つてここにいう所の漢人には南人を含むものと解さなければならぬ。しかもこの際の達魯花赤には、單に路の長官のみならず、府・州・縣など凡ての達魯花赤を含み、そこから中國人を排除しようというのである。元朝の南宋平定には、華北の漢人のみならず、南宋からの投降人も少なからず貢獻した筈であったが、今や元朝政府はこれに對する恩賞に重大な制限を加えたことになる。

中央政府直轄下にある路・府・州・縣の達魯花赤については、このようにして大方針が確立されたのであるが、なお問題を殘したのは諸王の投下における州・縣の達魯花赤である。投下とは采邑・分地を意味するが、それが諸王の私領であり、従つてその官吏は諸王が自ら選任するので、中央政府の威令はそこには間接的に及ぶのみである。尤も投下の官員（の長官）には蒙古人を用うべき方針が、早く世祖の至元五年に定められており、元史卷八二、選舉志銓法上に、

(至元)五年詔して、凡そ投下の官には必ず須らく蒙古人員を用うべし。

とあり、續いて、

六年。隨路の見任、並びに各投下に創差せる達魯花赤内に、女直・契丹・漢人多し。回回・畏吾兒・乃蠻・唐兀は蒙古の例に同じく敍用するを許し、其餘は擬すらくは合さに革罷すべし。

とあり、明白に中央の方針が打ち出されているのである。

併し投下なるものが、既に諸王の私領である以上、そこには諸王の個人的な意志が強く働き、その好む所に従つて人種の別なく達魯花赤を任用する場合も屢々起り得たであろう。そこで至元十八年、中央政府は諸王投下にて新たに達魯花赤を任命せんとする際に、これを中央に呼びよせて首實驗をするという措置を考案し出した。元史卷十一、世祖紀至元十八年正月丁未の條に、

凡そ諸王位下、合に設くべきの達魯花赤は、並びに闕に赴かしむ。

とあり、蓋し苦肉の策といふべきである。然るにこのような監督の目を掠めて、漢人等の達魯花赤に任せられる者が

跡を絶たなかつたので、成宗の大徳八年(一二三〇四年)に至つて、再び先の禁例が申明されている。元史卷二一、成宗紀大徳八年三月戊辰の條に、

詔あり、諸王駙馬に分たれし所の郡邑の達魯花赤には、惟だ蒙古人のみを用い、三年にして例に依り遷代せしめよ。その漢人・女直・契丹の名を蒙古となす者は皆な之を罷めよ。

とあり、この間の消息は元典章によると一層詳細に分明する。而して漢人等が姓名を蒙古人に改めて達魯花赤に冒充していたのが露見したのは、恐らく漢人の密告によつて、御史臺官が摘發した結果らしい。思うに漢人の臺官はその同族出身者の卑屈な態度を嫌つて、その事實を中書省に對して暴きたたえたものであろうが、同時にそれは、更に上層の蒙古有力者の意を迎えてのことなるは言うまでもない。

元典章卷九、吏部三、投下達魯花赤の條に、大徳八年(一二三〇四年)三月十六日、中書省が御史臺より受けたる文書を天子成宗に奏上したことを載せ、その中に、

各投下に屬する各枝兒の達魯花赤は、その長より選任して、各城邑に分發し奉職せしめ來れり。しかるに一人の

達魯花赤の任期未だ満たざるに、又重ねて他の一人を選任し來ることあり。そのうちの多一半（原作年）はこれ漢兒・女眞・契丹人が、達達（蒙古）人の小名をもって達魯花赤となりし者なり。今後は各投下、各枝兒の軍團に説き知らしめ蒙古人を選擧して委付せしめられよ。漢兒・女眞・契丹人が達達の小名をもって達魯花赤となりし者は、凡てまさに革罷すべきなり。

といひ、これについて中書の意見として、俺ら商量し來るらくは、今後諸王・駙馬の各投下、各枝兒に文書を行與し、彼等より分撥して城邑に派遣し、達魯花赤を委付するときは、蒙古人を選擧して委付せしめられよ。もし果して蒙古人無きならば、根脚ある色目人を選擧して委付せしめられよ。三年の任期満ちたらば、彼等をして大體例によりて替換せしめん。若し三年に満たざる間は、重ねて別人を委付せしめざればいかかと奏して裁可されたことを記している。

然るにこの後も漢人等が許つて蒙古人になりすまし、達魯花赤に任ぜられた事實の暴露された例が頻發する。

元典章卷九、吏部三、革罷南人達魯花赤の條には、

大德十一年（一三〇七年）、三月十二日、福建廉訪分司の牒あり。江南行臺の割付を奉じたるものなり。割付にいふ。行臺が近ごろ江西道の申を據けたるによるに、建昌路南城縣の達魯花赤の伯顔なるものは、是れ南人に係るを察知せり。問い得たるに本人は姓黃にして名は祖太なり。招する所の情詞は即ち違制なるに係れば、擬すらくは合に革罷すれば相應ず、と。此を得て行臺より移して御史臺の咨を准けたるにいう。御史臺より呈して中書省の割付を奉ずらく、照得するに先に呈しきたれる此事を吏部に送りてその呈を據けたるにいう。吏部が照擬し得たるに、南城縣の達魯花赤の伯顔は、既に南人に係るごと、廉訪司より體究して明白なり。聖旨の通例に欽依して革罷せん。合に行省に咨して勅牒を追收し、仍て本投下をして例に依り、（別人を）選保して相應ずとあり。已經に中書省より江西行省に移咨し、また吏部に割付し、（各地に）行移して上に依り施行せしめ去り訖ぬ。今吏部の見呈を據けたれば中書都省は、（云云するを）除くの外、（御史臺に）仰せつけて照驗施行せしむるものなり、とありたり。

と記している。然るに其後も同様のことが頻々として起つたことが元典章に記されている。元典章卷九、吏部三、有姓達魯花赤革去の條には仁宗の即位した至大四年（一二三二年）の一事件を記す。

至大四年九月、行臺は御史臺の咨を奉じたるに、御史臺は呈して中書省の劄付を奉ぜり。劄付にいう。御史臺の來呈は山東廉訪司の申によるものなり。石那臣なるものありて告ぐ。大都路金玉局が管する所の匠人、常山兒なるもの、濟王の令旨を敬受し、濱州に前來してその達魯花赤に充てられ、本人は名を也先帖木兒と改めたり、と。中書省はこれを得て、吏部に送りてその呈を據けたるにいう。照得するに至大二年四月内に欽奉したる聖旨の節該に、「各投下にては多くはこれ漢兒・契丹・女眞が蒙古人の名字を做して達魯花赤に充てられあり。今後は蒙古人に委付せよ。若し無からば、根脚ある色目人の内より選用せよ。欽此」とあり。即ち諸投下が本投下の梯己の戸匠を差設（任用）し、令旨を敬受せしめ、或いは宣敕を受けしむることのよろしきを見ず。有姓の達魯花赤は、合に一體に革去すべきやいなや。參詳するに諸

投下の梯己の戸匠の中より設くる所の達魯花赤は、内において若し漢兒・契丹・女眞あらば、擬すらくは合に御史臺に劄付し、已降の聖旨の事意に欽依し、一體に革去すべきなり。具呈すれば照詳せられよ、とありたり。都省はこの吏部の呈を准し、上に依りて施行せしむるものなり、と。

右のうちには有姓とあるは、女眞・契丹・漢人・南人を總稱するもので、女眞人や契丹人は早くから中國風に姓を稱していた事實を指すものであろう。また右の文中の至大二年の聖旨はその内容が、先に引いた大徳八年の聖旨と殆んど異るところがなく、恐らく先の命令を申明したに過ぎぬであろうが、此處にはなるべく新しく出た聖旨を引用したものであろう。有姓達魯花赤の問題は更に繼續するので、元典章同卷、有姓達魯花赤追奪不敘の條には、

延祐三年（一二三六年）六月、行臺の劄付は御史臺の咨を准けしものなり。御史臺より呈して中書省の劄付を奉到したるにいう。來呈により延祐二年十一月二十七日、合稟の通劄もて刑部に送り議擬せしめ到りたる下項の事理あり、内の一欺にいう。諸人の告言する所の有姓にし

て不應の達魯花赤人員にして、指證を照勘して明白ならば合に例によりて取問追奪すべきや否や(という原議に對して、刑部いう)、前件は照得するに、先に中書省の劄付を奉ずらく、皇慶元年(一二三二年)六月初八日奏過せる事内の一件に「大都省の帖木迭兒丞相等の官人等が奏し將ち來るあり。御史臺の官人等より俺丞相の許に文書を與え、諸王駙馬の各投下にて、(人を)城子の内に分撥し到り、達魯花赤を委付する時に、有姓の漢兒人をば名姓を更改し了り、保(擧)するものまたあり、一個の鬪(任期)内に、三四個の人を保することもまたあり。今後諸投下にて達魯花赤を保する時には、(有姓漢兒人・五字衍)、見任の達魯花赤が勾當につき三年を行いたるの後に、體例ある色目人をば保し將ち來れよ。若しも有姓の漢兒人をば、名姓を更改して勾當に委付したるものあらば、彼の宣敕を追奪し了り、永く敍用せざれ。もと保し來れる各投下の官吏に對しても、また罪過を求めたらばいかが、と俺丞相に文書を與えきたりしなり。彼等御史臺官の言語は好しくあり。彼等の説き將ち來れることに依りて、そのとおり行わしめたらばいかかと奏し將ち來

る、とて天子に奏したれば、そのようにせよ、と聖旨ありたるぞ。欽此。とあり。大都省より咨もて欽依施行を請う。此を准けて都省より刑部に仰せて欽依施行せしむ。」刑部此を奉じきたれり。いまた刑部は見奉を承く。本(刑)部議得するに、有姓の漢兒達魯花赤は、宣敕を追奪し、永く敍用せざることは、即ち奏准せられし常典に係る。罪は釋原を経るとも、擬すらくは合に照勘明白ならしめ、欽依して追奪敍せざれば相應ず、と。都省はこの擬を准し、御史臺に仰せて欽依施行せしむ。御史臺は此を承けて行臺に咨して欽依施行を請う。行臺より此を准けて地方に仰せつけて欽依施行せしめたるものなり。

さて元典章の本集に收めた文書の下限は、もと延祐四年までであったことは、新集の序文に言うところであるが、本集のあとを繼いだ新集の中にも、前と類似の事例が記載されていて、漢人庶民の雜草のように旺盛な生活力の一面を物語っていて興味深い。元典章新集、吏部官制總例、重惜名爵の條に、延祐五年、江西行省が中書省より准けたる咨をのせ、その中に、

俺中書省の衆人が商量し來るに、御史臺の説きしことは、まことに天下を治むるための大勾當なり。如今各投下の各衙門の内にて、彼等自ら人を選ぶの規則なればとて、腹裏・江南の白身なる人等をば、怯薛の人員なりと虚捏して、籍貫姓名を詐冒し説きて弊を作し、朝廷を欺誑し、宣敕を受けしめり、近上（上等）の名分に委付し了るもの多くあり。

と實情を指摘したる後、此等の者に對して、

文書到るの日より一個月を限り、彼等をして自ら宣敕を齎して、所在の官司に出首せしめ、その者には罪を免じ、隠匿して首せざる者は諸人の陳告するを許し、是れ實ならば中統鈔一百錠を賞し、犯人の名下において追給し、體例に依りて罪過を要め、受くる所の宣敕を追奪せん。

と天子に奏上してそのまま裁可されたことを記している。

然るに猶も禁を破って詐冒を行った事例が起つたこと、右の續きの拘收詐冒宣敕の條に見えている。

延祐七年三月、江浙行省が中書省より准けし咨あり。もと鎮守寶應管軍千戸所が副千戸楊忠顯の關を寶應縣に備

し、寶應縣より高郵府に申し、高郵府より河南宣慰司に備し、河南宣慰司より河南行省に呈し、河南行省より中書省に咨したるものなり。楊忠顯の關にいう。窃かに見るに本縣東關外の官莊内に閑居する漢兒人孫天祐なるものあり。至元二十九年、總統院の割付を受け、揚州營田提領に充てらる。大德七年に例革せらる。大德九年に敕牒を冒受して揚州江淮營田副提舉たり。任滿ちて延祐二年六月内、宣命を欽奉す。名を改めて桑和孫となし、奉議大夫欽州路達魯花赤たり。今に至る四年の上なり。正に名を更めて驟かに陞り、遠きを嫌いて任に行かざるに係る。勾責し得て孫天祐の招伏これ實なり、と。河南行省は此を得て、追奪せる宣・敕各一道を以て收貯聽候し、限を責めて合に納むべき賞錢中統鈔一百錠を追徴し、例に依りて給領せしむるの外、本省が上項の事理を看詳し、若し便わち議擬斷罪せんにも、守る所の通例なきに緣り、咨して回示を請う、とあり。中書省、此を准けて刑部に送りてその呈を准けたるにいう。議得するに孫天祐の招する所は、不合にも名字を更改し、僥倖に宣命を欽受し、驟かに欽州路達魯花赤に陞り、遠きを嫌いて曾

て赴任せず。(延祐七年大赦の)革後に聖旨を欽奉し、限を立てて白身が冒受せし宣敕を拘收せしめたるに、本人は限に違ひ、また送納せず。今既に追收して官に到り、賞錢も亦已に徴給せし點は別に定奪するなし。ただ限に違ひ宣敕を納めざりし罪犯は、笞五十七下に量擬す。本人は年已に七十の上なるに縁り、例により罪を贖わしめん。如し呈を准さるるを蒙らば、本(刑)部は例となして遵守して相應ず。具呈すれば照詳せられよ、と。都省は此を得て擬を准るし、云云するを除くの外、各行省に咨して上に依り施行せられんことを請うものなり。

とあり、右の中に述べられている(延祐七年大赦の)革後に聖旨を欽奉して限を立て、白身が冒受せし宣敕を拘收せしむる立法については、元典章新集、前引の條の後に、延祐七年革後に稟けたる詐冒求仕等の例なる條中に説明されている。これによれば、

延祐七年八月、江西廉訪司が奉じたる行臺の劄あり。もと中書省の劄付を御史臺が奉じ、行臺に咨したるものなり。劄付にいう。御史臺より中書省に來呈せる延祐七年三月十一日の革後に稟したる例(の原案)を、刑部に送

りて照擬し到れる下項の事理を、中書都省が擬を准るし、御史臺に仰せつけて上に依り施行せしむ。

一原案に、白身の詐冒して求仕せし者、革前に已に招伏を取りしものは、罪は釋免を経るも、(宣敕は)例に依り追奪す。未だ招伏を取らざる者、並びに革後に陳告せし者は、合に一體に追納せしむべきや否やとあり。刑部照得したるに、延祐五年十一月十一日に欽奉せし聖旨の節該あり。凡そこれ怯薛を虚捏せしものは斯く斯くせよ(重惜名爵例を見よ)、欽此。とあり。欽遵するを除くの外、本部議得するに、上項の事理につき、革前に已に招伏を取りし者は、罪釋免を経たり。(宣敕は)例により追納せしむ。未だ招伏を取らざる者、並びに革後に陳告せし者は、罪は釋免すと雖も、擬すらくは合に照勘明白ならしめ、一體に(宣敕を)追奪し、(告言者には)賞を給して相應ず。

一諸人が有姓の不應なる達魯花赤人員を告言せしとき、指證照勘明白なる時は合に例に依り、追奪革罷すべきや否やにつき、刑部が延祐四年五月十七日、中書省に呈してその劄付を受けしものを照得し(以下二十字衍)、

また皇慶元年六月初八日奏過せる事内の一件（有姓達魯花赤追奪叙せざる例を見よ）を照得して、已經に照會しおわれり。今また見奉を承け、本部議得するに、上項の事理は合に前例に依り一體に施行して相應ず。

とあり、これから以後のことは元典章によつては知ることができない。何となれば元典章新集の刊行は、延祐七年の翌々年なる至治二年（一二三二年）の六月であり、従つてその内容もこれ以後の事例を含むことが出来ぬからである。

三 蒙古必闡赤

蒙古が中國を征服し、そこに支配機構をうちたてて、蒙古人の長官が任命された際、彼にとつて最も必要な、手足となつて働く機關は、書記と通譯であつたに違いない。蒙古語で書記を *Bichikchi*（必闡赤）と稱し、漢制の令史にあて、通譯を *Kelamechi*（怯里馬赤）と稱し、漢制の通事にあてゐる。そこで後世まで、中央政府の最も重要な機關、及び最も蒙古的な機關には、必闡赤、及び怯里馬赤なる蒙古名官職を具える。必闡赤の職務繁劇な時には、その

下に助手として蒙古書寫を配屬する。いま、元史百官志によつて、その主なものを摘記すれば次のような表を得る。

	中書省	吏部	戸部	禮部	兵部	刑部	工部	宣政院	宣徽院	大宗正
蒙古必闡赤	二二	三	七	二	二	四	六	二	六一	三
蒙古書寫	三	二	一	一	一	一	一	四	二	一
怯里馬赤	四	一	一	一	一	一	一	二	二	一
(通事)								四	二	三

元史百官志において、必闡赤には殆んど凡ての場合、蒙古なる二字を冠するを例とし、單に必闡赤とのみあるは蒙古翰林院、及び蒙古國子監の條にすぎず、この場合も前後を讀み合わせると、蒙古の二字を偶然脱落した結果であるらしい。ところで蒙古必闡赤の蒙古の意味は、蒙古字、即ち八思巴字をよくするの意味で、蒙古學の教授を、時に蒙古教授と稱し、時に蒙古字教授と稱すると同然である。

蒙古必闡赤は、蒙古語に通達し、それを八思巴文字を用いて寫すのが職務であるが、同時に彼は翻譯官でもあつた。例えば元史百官志に、蒙古翰林院の職掌を記し、

一切の文字を譯寫し、及び璽書を頒降するを掌る。並び

に蒙古新字を用い、仍って各々其の國字を以て之に副たらしむ。

とあり、最も重要な政府の翻譯機關であるが、その中心をなすのは蒙古必闡赤十四人であり、外に補助的な吏員として、

據史三人。通事一人。譯史一人。知印二人。書寫一人。

典史三人。

を數えるのみである。この外にもと漢兒令史一人があつたのを至元十八年（二二八一年）に裁罷して、代りに蒙古必闡赤を増員したのであつた。

怯里馬赤は話言による通譯であるが、これには蒙古の二字を冠した例はない。文書に關係せず、八思巴文字を知るを必要としない當然の結果である。元史百官志を検すると、怯里馬赤の外に、通事なる官名が頻見する。この兩者が同一の職務なることは、怯里馬赤のある官衙には通事なく、通事をおく官衙には怯里馬赤がおかれぬことによつても察しられよう。

通觀して極めて大まかに言えば、蒙古必闡赤をおく衙門では、怯里馬赤をおいて、通事をおかないのが一般である

が、但し上表に掲げた大宗正司のような場合もあるのである、一概には斷言できない。

さて必闡赤は、漢名令史と譯され、また實際上、蒙古必闡赤は漢兒令史と相對應して取扱われるに拘わらず、その職務はむしろ翻譯官に近く、元代制度で令史の下に位する譯史なるものと同じ性質のものであつた。そこで蒙古必闡赤をおく官衙には譯史をおかず、譯史をおく官衙には蒙古必闡赤をおかないのが通例であつた。稀に兩者を並用する場合もあるが、それは甚だ例外的であつた。

元史百官志を按ずるに、譯史なる翻譯官をおく官衙は、甚だ中國的な機關、若しくはあまり重要ならざる第二次的な官衙に多い。譯史の下に蒙古書寫が補助員としておかれる場合あり、口頭通譯のためには、通事をおいて怯里馬赤をおかない。いま元史百官志に従つて數個の實例をあげれば次のようなものがある。

通事	蒙古書寫	譯史	御史院	翰林院	集賢院	光祿寺	太常禮儀院	典瑞院	太史院	太醫局	大都路都總管府
二	二	四									
	二	二									
	五	二									
	一	二									
	一	二									
		二									
		四									
		一									
		二									
		二									
		一									

必闡赤、書寫の場合には多く蒙古の二字を冠するが、譯史の場合、蒙古譯史と稱することは絶無ではないが極めて稀である。恐らく譯史の文字が既に翻譯官を意味するので、通事を特に蒙古通事と稱せぬ如く、重複を避けたのであらう。

蒙古必闡赤、譯史、蒙古書寫は極めて特殊な技能者であつたので、重要な衙門における此等翻譯官は、蒙古翰林院にて試験の上、發補するを例とした。抑も蒙古翰林院は、始め翰林國史院に屬していたが、至元八年（一二七一年）、八思巴文字の頒降と共に獨立したもので、八思巴文字の普及獎勵をその主要任務とした。されば必闡赤以下の任命にも最初から關與したのである。元典章卷三一、學校、提調蒙古學校の條に、

元貞元年（一二九五年）三月二十三日、皇帝の聖旨を欽奉せしにいう。翰林院官人等奏すらくは、先に薛禪（世祖）皇帝より、「蒙古文字をば、いかなる文字にも増して優先して廣く行わしめよ、各路分の官人等は、按察司の官人等と一緒に提調して、好ろしく學ばしめよ。各路の（蒙古字）教授と、各衙門内の必闡赤とを委

付するときは、翰林院の官人等がそれを委付せよ」との聖旨を行わしめられ來り。

とあり、この世祖の詔に必闡赤とあるのは、その中に譯史、及び蒙古書寫をも含むものであつたらしい。蒙古語はなお未發達な言葉なので、譯史も書寫も、本來の蒙古語では必闡赤という外はなかつたであらう。いま元史卷八三、選舉志、凡省部令史譯史通事等の條に、大德十一年（二二〇七年）省臣の議をのせ、

（各部の）譯史は則ち翰林院より試發せん。

とあるが、實は各部には蒙古必闡赤があつて譯史はなく、譯史は各部に附屬する提舉官などにおかれていたので、省臣のいう譯史とは下部のそれを指したものであらう。また元史卷八三、凡書寫銓寫書史典史轉補の條には、至大三年（一二三〇年）の省准をのせ、

詹事院の蒙古書寫は、如し翰林院選發の人に係らば、四十五日にして、典用等監の衙門の譯史に關あるに遇わば、次に依り職官と相參じて補用し、敷らざれば翰林院より選發せん。

とあり、結局、蒙古書寫、譯史、蒙古必闡赤は蒙古翰林院

から人選の上で各衙門に發補するのが原則であつたのである。世祖の下した蒙古語の詔では此等を一括して、必闡赤なる言葉を用いたに相異ないと思われる。

必闡赤も譯史も、その職務においては殆んど異るところのない翻譯官であつた。元典章卷一四、公規案牘、用蒙古字標譯事目の條に、至元十九年（一二八二年）の中書省割付をのせ、

照得するに、到省の文字は、行省よりの咨示には、みな蒙古字を用いて事目を標譯するを除くの外、樞密院・御史臺・六部より省に呈するの文字には、ただ漢字の朱語あるのみにて、別に蒙古字の事目なし。省房は就わち蒙古必闡赤をして標譯了畢せしめ、方めて呈押するを得たり。中間に逗留遲誤し、甚だ不便なるに至る。自今各衙門には各々請俸の蒙古譯史を設立しあることなれば、都省より云云を除くの外、仰せつけて今後あらゆる都省に呈する文字は、聖旨處分の事意に欽依し、就わち蒙古譯史をして本宗の事目を標寫せしむ。如し錢穀に係らば、備細に錢穀を譯寫して省に呈せしめよ。

とあり、この場合は漢語を蒙古字に翻譯する例であるが、

その反對の場合も勿論ありえたことであろう。

然らば次は、此等の翻譯官に、人種的な制限があつたか否かの問題である。ところで必闡赤なる官はもともと蒙古語であり、特に天子に最も親近な宿衛の一職務であつたことを思えば、開國草創の始めには、それは恐らく蒙古人を用いるのが原則であつたに違いないと想像される。そして當時においては、その任務は翻譯ではなく、飽迄も文書を掌るもの、書記官であつたに相違ない。然るに蒙古の領土が擴大し、蒙古人が征服地の人民を支配するに興味を有するようになる、必闡赤は單なる書記官以上に、翻譯官であらねばならなくなつてきた。そして事態がこのように變化してくると、必闡赤なる職務は文筆を苦手とする蒙古人には寧ろ不適當なものとして敬遠されてくる。世祖が八思巴新字を頒降して、これを蒙古國字と定めて獎勵した至元八年（一二七一年）の當初から、既に必闡赤の地位を蒙古人以外の漢人色目人に開放せねばならなかつたのである。ただ必闡赤の頭一人だけを蒙古人の手に保留しようとした。事の次第は元典章卷三一、禮部、蒙古學校の條に、當時の世祖の詔をのせるが、その一條に、

省部臺院は、蒙古の子孫弟姪をして蒙古字必者赤の頭兒とならしめよ。凡そ行移の文字あらば並びに蒙古字を用い、本宗の事目を標寫せしめよ。即ち漢兒の公事を習學せしめよ。其餘の内外諸衙門も亦（同じ）、並びに蒙古字（を識れる）人員を用いて、必者赤に充てしめよ。^①

とある。併しながら、これは必ずしも漢人を歡迎するといふ意味ではなく、蒙古必闡赤は蒙古人を本體とするのは、寧ろ言うまでもない常識であつたのであらう。^② 元史卷八 一、選舉志、學校の條に、

世祖至元八年春正月、始めて詔を下して、京師の蒙古國子學を立て、諸生を教習す。隨朝の蒙古・漢人百官、及び怯薛歹官員に於いて、子弟の俊秀なる者を選んで入學せしむ。然れども未だ員數あらず。

といっているが、元史卷七、世祖本紀、至元九年七月壬午の條によれば、

和禮孫奏す。蒙古字に國子學を設けてしかも漢官の子弟、未だ學ぶ者あらず。

とあり、學校開設の後、一年有半を経て、漢人の入學者が絶無であつたことを傳えているのである。

然るにその後、三・四十年を経て、成宗の初期になると、時勢は大きく轉換した。それは漢人が争つて蒙古字を習つて官位に就こうと運動したのである。元典章卷八、吏部、官員陞轉月日の條に、大德元年（二二九七年）三月初七日の中書省奏准をのせ、その一項に、

蒙古文字をば寬廣ならしめよ、人をして肯て學ばしめよ、とて、蒙古文字を識會する者等は、月日滿ちたる時に、漢兒・回回の令史に比して、一等高く委付しきたりき。如今は蒙古文字を學ぶ者、寬廣となれり。學ぶ人等は多くは是れ、漢兒・回回・畏吾兒人なり。今後は等を争くせず委付しては、いかがぞや。内において蒙古人の文書を學會する者あらば、先の體例に依り、一争く委付したらばいかがぞや、と奏したれば、聖旨を奉ずらく、是なり。蒙古文書は寬廣となりたれば、そのようにせよ、と。

とあり、漢人の翻譯官となる者あまりに多く、從來は翻譯官には蒙古人を用うる原則の上に、翻譯官を他の令史よりも優待する恩典が全く無意味になつた事情を説いている。僅か三・四十年間に、蒙古的官職は漢人に占領されて了つ

たらしいのである。

ところで蒙古必闡赤・譯史・蒙古書寫などは官制上は胥吏の役である。但し元朝時代における胥吏は、他の漢人王朝治下と異なり、別に恥ずべき地位ではなかった。胥吏は無品の地位には違いないが、問題はそれが如何なる官衙の胥吏で、いかなる職務を掌るかにある。されば重要な必闡赤等が考滿、即ち任期滿了の際の任用は甚だ高い官位であつた。元史卷八四、選舉志、凡通事譯史考滿遷敘の條に、

(至元)二十七年(二二九〇年)の省議に、中書省の蒙古必闡赤は、俱に正從五品に遷除するに係る。

とあり、この中の五品は、或いは六品の誤りではないかと思われる。何となればその次に、翌二十八年の部擬をのせ、

翰林院にて聖旨を寫すの必闡赤は、都省の蒙古必闡赤の内、宣敕を管する者に比依し、八月を十月と算し、正六品に遷轉せん。

とあるからである。併し正六品としても、これは相當高品の官であり、後に科擧が再開された後、狀元及第者と雖も

正・從六品にすぎなかつたのである。

されば名目的には胥吏の地位とはいへ、蒙古必闡赤・譯史・蒙古書寫等の地位が、多く漢南人によって占められることになる、蒙古官僚にとっては後繼者の有力な供給源を失うことになるのである。この事は同時に蒙古朝廷にとつても一大痛心事たらざるを得ない。そこで何等かの方法により、蒙古人官僚の豫備軍を増強すべき計畫が考案されねばならなくなつてきた。

ここにおいて延祐二年の科擧復興が、抑も何を意味するかが問題となるのであるが、この事は次章に譲り、その復興された科擧が再び中絶された順帝の初期に、蒙古字翻譯官より漢人・南人を一掃すべき陰謀が行われたことを注目せねばならぬ。即ち元史卷三九、順帝紀、至元三年四月の條に、

是月、詔して省院臺部・宣慰司・廉訪司、及び郡府の幕官の長には、並びに蒙古・色目人を用う。漢人・南人に禁じて、蒙古・色目の文字を習學するを得ざらしむ。

とあり、もしこの禁令が勵行されると、漢人・南人は蒙古書寫・譯史・蒙古必闡赤の職に進む途を杜されることにな

る。尤もこの禁令は間もなく解除されたりしく、元史卷一八二、許有壬傳によれば、

廷議して（中略）、漢人・南人に禁じて、蒙古・畏吾兒字書を學ぶ勿らしめんとす。有壬みな争つて之を止めしめたり。

とある。この一事を以てしても、必闡赤等の翻譯職をめぐる蒙・漢の角逐がいかに白熱化していたかが看取されるであらう。

蒙古の必闡赤は、清朝の筆帖式 *Bithesi* に相當する。清制における筆帖式は旗缺と稱せられ、八旗旗人の出身の階級に利用された。元朝では必闡赤の職を始より中國人に開放したために、實際においては反つて磨擦を激化したらしく見える節もある。所詮、清朝は元朝の經驗に學び、巧みに民族闘争を回避する政策を立案したというべきである。

怯里馬赤、及び通事は、該衙門の長官が自由裁量で選任するを原則とし、蒙古翰林院もこれに干渉せず、蒙古人、或いは漢人を用うべしとも、用うべからずとも、何等の制限がなかった。但しこれは長官達魯花赤の、腰巾着ともいふべき親近の官である。元典章卷一二、吏制、典史の條に、

各路設くるところの通事は、達魯花赤の前において、喉舌を通傳するものなり。

とあり、従つて長官が蒙古人である限り、怯里馬赤、通事には蒙古人が多かったであらうと想像される。元典章卷八、官制、月日、選用通事知印等例の條に、大徳七年江浙行省の怯里馬赤に玉速亦不花あり、同書新集禮部、禮制、禮儀、通事捧表不即起程の條には、延祐五年、雲南行省の通事に乞台不花なる者があつたことを載せる。姓名からすれば恐らく兩者とも蒙古人だつたであらうと思われる。

四 科擧復興の意義

このように見てくると、既に世祖在位の時代から始まり、成宗、武宗を経て仁宗の時代に至るまで、官職をめぐる蒙古人と漢人との角逐が白熱化していたことがわかつて蒙古人と漢人との角逐が白熱化していたことがわかつて蒙古官僚はその征服者の優位を利用して、法を立てて蒙古の特權を維持しようとするれば、漢人はその才能、或いはその財力によつて、朝廷の定めたる蒙古的官職の内部に潛入しようとする努力する。しかもこのような漢人獵官運動者は、既に士大夫的な矜持を失つていた者が多く、姓名を蒙

古名に改めて蒙古人を詐冒することをも恥としなくなっていた。正に雜草のような根強さを示しはじめたのであった。

このような大勢にあるとき、仁宗の延祐二年を期して漢人待望の科擧が再開されたのである。もちろんこれは、朝廷が漢人の希望に同調したものであることには違いない。併し只それだけのことではないという氣がしてくるのである。

延祐に始まった科擧制度の内容を検討すると、それは甚だ公平のように見えて、實際には甚だ不公平に蒙古人と漢人とを差別して取扱っている。先ず第一に郷・會試通過の人数であるが、元史卷八一、選舉志科目の條、及び元典章卷三一、禮部四などの記載によると、

郷試合格者數 全國三〇〇人

蒙古・色目・漢人・南人 各七五人

會試合格者數 全國一〇〇人

蒙古・色目・漢人・南人 各二五人

となっており、會試合格者は殆んどそのまま最後の殿試を通過できるのが慣例である。恐らく人口總數では中國人の

百分の一にも達しなかったであろう蒙古人と色目人とを合した中から、中國人と同數の合格者を出す規則になっているのである。こんな不公平な話はない。

次には試験の問題が違ふ。郷試と會試とは時期と試験場が異なるのみで、その方法は全く同一であるが、その問題は、

漢人・南人

第一場 明經經疑二問（四書より出題）

經義一道（五經の内より一經を選択）

第二場 古賦詔語章表（内一道を科す）

第三場 策一道（經史又は時務より出題する。一千字以上なるを要する）

蒙古人・色目人

第一場 經問五條（四書より出題）

第二場 策一道（時務より出題。五百字以上なるを要する）

これによって見れば、漢人・南人に對して要求される學力の程度は、前代の科擧の水準に照して殆んど異なる所がないが、蒙古人・色目人に對しては、經學では四書、策では

普通の作文程度で合格することが出来る。會試の後の殿試は、漢・南人にとっては第三場、蒙古・色目人にとっては第二場の繰返し、即ち何れも策一道を科せられ、前者は一千字以上、後者は五百字以上を要することも前と同じ。

但し中國人と蒙古人とが、既に別個のグループに分れて受験する以上、試験問題の難易は互いに相風馬牛で、關係するところがないともいえる。併しここに第二段の用意があつて、若し蒙古・色目人にして漢・南人と同じ試験を受けようとする者があればそれを許し、及第した曉には、特に一等を加えて注授するというのである。即ち殿試合格者は凡てその成績により、

第一名賜進士及第 從六品
 第二名以下、及び第二甲 正七品
 第三甲以下 正八品

に相當する官位に注せられるが、いまの特例によれば、それぞれ正六品、從六品、從七品の官に任ぜられることになるわけである。

これと同じような不公平は、中央政府の國子學においても行われていた。當時國子學には蒙古國子學と、儒學國子

學とがあつたが、その前者の定員は、元史卷八一、選舉志學校の條によると、仁宗の延祐二年（二三一五年）まで、生員は百人にして、蒙古五十人、色目二十人、漢人三十人

であつたといひ、これは蒙古字を教える學校であるから仕方ないとして、儒學の國子學の定員も同じ比例であつたらしい。同書同卷の下文に至元末以來の生員數を、

百人の内、蒙古これに半し、色目・漢人これに半す。

とある。續いて武宗の至大四年（二三一一年）十二月に國子學から試験によつて、科擧と同じような官員任用資格を與えたことを記し、

國子學試貢の法を立つ。蒙古には正六品を授け、色目には正七品、漢人には從七品なり。蒙古生を試するの法は宜しく寛に従うべく、色目生には宜しく稍々密を加うべく、漢人生は則ち全く科場の制（に同じ）。

とあり、これは最も露骨な差別主義である。そしてこの至大四年という年は、科擧復興の詔の下された皇慶二年の前年に當る。これを以て見ても、元代の科擧が、いかなる雰圍氣の下に實施されたかが想像されるであらう。

然らば蒙古朝廷、及び蒙古官僚は、漢人の希望に副うと

いう名目を利用しながら、實際は科擧によって蒙古官僚陣を強化しようという、いわば捲き返し戦術によって、果して豫期のような成績をあげ得たかどうかという問題が起る。遺憾ながら我々は、元代各科の合格進士の總數を知りうるのみで、その中、蒙古人が何程を占めたかという數字をもたない。併しながら諸般の狀況から察して、事は必ずしも蒙古側の思う壺にははまらなかつたように見受けられる。いま元史卷八一、選舉志、科目の條、及び同卷二九、百官志、科目の條によつて、元代科擧の進士採用數を表示すれば次のようになる。因みに元史が科目の前半分を選舉志に載せ、後半分を百官志の末に附したのは甚しい失態である。

さてこの表を一覽して氣付くことは、折角延祐二年の科擧實施に先立って、進士合格者數を百人と豫定しておきながら、實際について見るとそれが實行されたのは、僅かに元統元年の場合の一回限りであり、他の年においては遙かにその數に及ばないことである。これは抑も何に起因するのであろうか。

元代科擧年表

年 號	紀 元	第一榜狀元	第二榜狀元	進士數
延祐 2	1315	護 都 答 兒	張 起 巖	56
" 5	1318	護 都 達 達	霍 希 賢	50
至治元	1321	達 普 化	宋 本 益	64
泰定元	1324	捌 察 刺	張 李 益	86
" 4	1327	阿 篤 列	李 文 燁	86
天曆 3	1330	篤 同	王 李 燁	97
元統元 (中止)	1333			100
至正 2	1342	拜 普 顏 不 住	陳 祖 仁	78
" 5	1345	普 顏 不 住	張 王 宗	78
" 8	1348	阿 魯 輝 帖 穆 而	王 文 允	78
" 11	1351	朶 薛 朝	文 牛 繼	83
" 14	1354	薛 倪 朝	文 牛 繼	62
" 17	1357	倪 買 寶	王 魏 宗	51
" 20	1360	買 寶	王 魏 宗	35
" 23	1363	寶 赫	楊 張	62
" 26	1366	赫 德 溥	張 張	73

想像するところ、進士數の豫定額未滿の責任は、第二榜、即ち漢人・南人の側にはなくして、それは必ずや第一榜、即ち蒙古人・色目人の負うべきものであろう。特に蒙古人は折角科擧において種々の優待特典を與えられながら、これに應ずるもの數が少なく、或いは數はあつても

成績が思わしくなく、到底進士の稱號を授けるに値しない者が多かつたのではあるまいか。そのような場合、若しも漢人二五名、南人が二五名と満額であり、蒙古人が十名乃至十五名であつては、征服王朝の威信にも關することである。恐らく進士合格者の總數は、その時々々の蒙古人及第者の數を基本とし、それに均り合う數の漢人・南人の及第が定められたものと思われる。この推測は恐らく當らざるも遠からざるものであらう。

果して然らば、元統元年における進士及第者數の百名満額といふことは、蒙古人側において、餘程手を加えて甘い點を付した結果といふことになる。すると今度は學力の著しく未熟な進士製造といふ非難が起ることを免れ得ない。そこで科擧などは罷めて了え、という議論が起つて有力になつてくる。

順帝の後至元元年（一三三五年）は、郷試を實施すべき年に當るが、右丞相伯顔と、平章政事徹里帖木兒の反對によつて、科擧を罷める詔が下された。この直前、參知政事許有壬が、この件について伯顔と議論したことが、元史卷一四二、徹里帖木兒傳に見えている。

有壬乃ち曰く。科擧若し罷められなば、天下の人才、望みを缺かん。伯顔曰く、擧子多く職を以て敗る。又蒙古・色目の名を假る者あり。有壬曰く、科擧未だ行われざるの先、臺中に職計算なかりき、豈盡く擧子に出でんや。擧子に過なしとは謂うべからざるも、之を彼に較ぶれば則ち少なきなり（中略）。伯顔又曰く、今科擧もて人を取るは、實に選法を妨ぐ。有壬曰く、古人言えるあり、賢を立つるに方なしと。科擧もて人を取るは、豈に通事知印等の出身者に愈らずや。いま通事等、天下に凡そ三千三百二十五名あり。歳餘にしてその四百五十六人、及び玉典赤・太醫・控鶴より、みな流品に入る。又路吏及び任子など、其途は一に非ず。今歳四月より九月に至るまで、白身より官に補せられ宣を受くる者七十二人。而して科擧は一歳（に平均して）、僅かに三十餘人のみ。

とあり、伯顔の科擧廢止論は、これだけでは甚だ説得力に乏しいといわねばならぬ。ただ蒙古的自負心の強い伯顔や、徹里帖木兒にとつて、科擧は蒙古官僚陣の強化に殆んど役立たなかつたという事實の中にのみ、その根本的な理

由があり、このような事は漢人の許有壬に對しては、もちろん明言することが出来なかつた筈である。

こうして一旦廢止された科擧は、後至元二年（一三四二年）に至つて再開されたが、然らばそれは如何なる事情によつたのであろうか。抑も科擧なるものは、既に漢人の熱望によつて復興した以上、これを廢止するのは、一たび與えたものを取戻すに似て、策の甚だ拙劣なるは言うをまたない。されば獨裁者の伯顔が、後至元六年（一三四〇年）に失脚免黜されると、當然の結果としてその反對黨脫脱の手によつて再開されるに至つたのである。

元代の科擧はその裏面に、甚だ陰險な術策を秘めて實施されたとはいへ、科擧こそは中國文化の最も素晴らしい傳統と信じこんでいた中國讀書人にとっては、誠によるこぼしい福音として耳に聞えたのであろう。さりながら科擧は常に君主の恩典という形で、讀書人に與えられる名譽である以上、これには實質的な責務が伴う。元が衰えて亡びる時、元朝のために生命をなげうつて職に殉じた者に進士出身者が多かつた。この事は趙翼が、その「廿二史劄記」卷三〇、元末殉難者多進士、の條で幾多の實例をあげて、この

悲劇を指摘している。思うに彼等進士にとつて、中國の傳統的文化こそは、王朝を超越し、民族を超越し、中國をして中國たらしむる神器であつたのであろう。我々は彼等の心事、誠に憫れむべきものがあることを悲しまざるを得ないのである。^③

五 結 語

清朝の中國支配が比較的圓滑に行われたのは、以漢治漢の政策が效を奏したためだといわれる。清朝は漢人による漢人的な社會秩序の維持を、だまつて遠方から監視するという態度をとつた。これに反し元朝は、漢人的な社會秩序を一度破壞解體し、蒙古人自らの手で漢人支配を行おうとした。その結果、士大夫階級は從來の傳統的な特權を無視され、儒士は胥吏と同等に取扱われることになった。尤もこのような武斷的な改革によつて、中國社會に、これまでなかつた新風が吹きこまれるという効果が生じたことは確かである。併し同時に困つたことが起きたが、それは漢人社會に自然に育っている自律體制が崩壞したことである。漢人自身の社會には決して起らなかつたであらう、破廉恥

な行爲が起りやすくなった。清朝時代には一寸考えられないことであるが、漢人が姓名をいつわって蒙古人になりすまし、科擧に受験したり、官吏になったりするのである。

そして皮肉にも、こういう事態を最も嫌悪したのが當面の責任者たる蒙古官僚だったのである。先にも引いたが元典章卷八、吏部二、禁治驟匿品級の條に、延祐五年（一三二八年）十月十一日、仁宗が文明殿に御し、丞相伯答沙、丞相阿散等が奏事を行った際の言葉をのせ、

如今、各投下や各衙門の中に、應に奏選すべき者等に
つき、自ら人を選ばんといいて、腹裏・江南の白身人
をば、怯薛なりと虚捏し、籍貫姓名を詐冒して弊をなし、
朝廷を欺誑し、宣勅を受けしめり、近上の名分に委付
したる者多く有り。

と見える。そしてこのような漢人の蒙古名詐稱が、特に投下、即ち封建領土内に多かつたことは、當時の漢人がいかに自ら進んで蒙古化し、封建領主に個人的に接近してその恩顧を受けようと努めたかを物語るものである。而してこの事は反って裏面において蒙・漢間の暗闘を激成する結果を招いたと見るべきである。

清朝が中國を支配する時は、服裝については殆んど干渉するところなく、ただ雜髮の一事を徹底させるに全力を注いだ。元朝下にあつては、別に政府が獎勵も干渉もしないに拘わらず、獵官者、阿諛者の間に蒙古風の服色が頗る廣く行われた。この事は元の滅亡の折、新王朝の創設者太祖によって行われた衣冠復古の詔令によって知ることができる。明太祖實錄卷二六、洪武元年二月壬子の條に、

初め元の世祖、沙漠より起り、以て天下を有す。悉く胡俗を以て中國の制を變易す。土庶みな辮髮椎髻し、深襜の胡帽なり。衣服は則ち勝褶、窄袖、及び辮線の腰褶たり。婦女は窄袖の短衣を衣、下に裙裳を服し、復た中國衣冠の舊なし。甚しき者は其の姓氏を易えて胡名となし、胡語を習う。俗化既に久しく、恬として怪しむことを知らず。

といい、この日に詔して衣冠を古に復して唐制の如くならしめ、更に、

其の辮髮・椎髻・胡服・胡語・胡姓は一切禁止せよ。

と命令している。これは中國人に對してであるが、太祖は更に歸降、又は殘留の蒙古人・色目人を中國に同化させる

ために、從來とは逆に漢姓漢名をなのらせ、また中國人との雜婚を強要したりした。中國人が蒙古化しうるものならば、蒙古人は一層中國化し易い筈だというのが、太祖の歴史から學びとつた哲學であるかに思われる。

註

①この至元八年の詔書は、元典章卷十四、案牘、檢目譯史繫曆の條に引用されているが、いまこれによって、同・識の二字を補った。

②行臺の蒙古必闡赤について、憲臺通紀（内藤本永樂大典卷二千六百八ノ廿二）作新風憲、天曆元年（一三二八年）の條に、臺官の奏言をのせ、

臺裏の蒙古必闡赤・怯列馬赤の月日滿ちたるに、事上行いて好かりし者は行臺の監察御史に除せられし者もまた有り來れり。漢人にして蒙古必闡赤・怯列馬赤に充てられし者もまたあるなれば、彼等を一例に監察に除したらば、よからざる者への彈章を寫し、よからざる文卷を刷するとき、事上において甚しく便當ならざることあり。今後は蒙古・色目を

除くの外、漢人にして儒・吏に通ぜざる者が月日滿ちたる時には、俺より省家に呈與し、體例に依りて定奪し、彼等に勾當を與えたらばいかげや、と奏したるに、聖旨を奉じて、そのようにせよ、とありたり。

とあるが、御史臺の蒙古必闡赤とは、元史百官志に據史、又は譯史とあるものと同一のものに相違ない。そしてその地位に漢人を任用するのは必ずしも本來の趣旨でなかつたことが、右の文意から汲みとられる。

③元末進士の殉難者は、趙翼の列舉した例から數えると、合計十六名、内漢姓名の者十一名、夷名の者五名である。そして趙翼は最後に、

諸人は科名に負かざる者と謂うべき哉。而して國家の科を設けて士を取るや、亦徒らならざりしなり矣。と結んでいる。

〔附記〕本研究は昭和三十八・九兩年度に亙る文部省科學研究費の補助によって行われた「科學制度の諸外國に及ぼした影響」研究成果の一部分である。なお私は從來、元代の研究は僚友安部健夫君に任せて安心していたが、その安部君が六年前に急逝されたので、このような企畫にも私が卒先して寄稿せねばならなくなつた。甚だ未熟な論考で、讀者に申譯ない。